## 商品概要説明書

マイカーローン (株式会社ジャックス保証)

2024年4月1日現在

商品名	マイカーローン(ジャックス保証)
ご利用いただける 方	<ul><li>○ 当 JA の地区内に居住または勤務している方。</li><li>○ お借入時の年齢が満18歳以上、完済時の年齢が満80歳以下の方。</li><li>○ 安定・継続した収入の見込める方。</li><li>○ 過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証を受け</li></ul>
	られる方。 ○ 借換の場合、借換対象のマイカーローンに返済遅延がない方
	○ 新卒予定者の場合は就職先の内定が確定している方
	※新卒予定者:3月に高校、専門学校、短大、大学(院)を卒業予定で同年4月以降に就職する方。
資金使途	① 自動車購入資金《自動二輪車・自転車(電動、ロードバイク等)・除雪機・スノーモービル・キャンピングカー・軽トラック(ダンプタイプを含む)・電動車椅子(一般車椅子を含む)・船舶(新艇のプレジャーボート、水上バイク等 中古艇を含む)及び船外機・その他付帯機材の購入資金も可》及びそれらに付帯する付属品・諸費用(登録・事務取扱・振込手数料、共済掛金等) ② 車検費用(船舶の車検含む)・修理費用・運転免許(船舶関連免許含む)取得費用・カー用品購入資金・住宅に併設する車庫・カーポートの建築及び修理費用・電気自動車用充電設備の設置及び修理費用等 ③ マイカーローン・二輪ローンの借換資金(残価設定型ローンの残価部分の借換、信販系・自JA・及び各種共済のマイカーローンを含む)及び事務取扱手数料、振込手数料等 ④ 上記③の借換資金と、①②のいずれかの併用も可とする ⑤ 融資実行後に購入予定のカー用品購入資金ただし①のマイカー・二輪購入と同時申込に限定。 ※但し、いずれの使途の場合も事業性資金は除く。また、個人間売買、船舶
借入金額	の繋留費用及び共同購入費用等については対象外とする。  ○ 10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)。
旧八亚帜	※ 但し、借換資金の場合は、借換対象ローンの一括償還金額を上限とする。
借入期間	<ul><li>○ 6か月以上15年以内(1ヶ月単位)</li><li>※ 但し、借換資金の場合は、返済済み期間を含めず15年以内とする。</li></ul>
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利(パーソナルプライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(パーソナルプ

ライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定過	2済日の
翌日より適用利率を変更いたします。	
【固定金利型】	
お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。	
お借入時の利率は、当JA所定の方法により見直しを行います。	
○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお	部門い合
わせください。	
(1) 毎月元利均等返済	
返済方法 (2) 毎月元利均等返済とボーナスの併用	
※但し、ボーナス返済元本は融資金額の 50%以内とする	
保証料率 ○ 年利 0.65%の固定方式とする。	
担保 ○ 不要です。	
○ 当 J A が指定する保証機関(ジャックス株式会社)の保証をご利	川用いた
だきますので、原則として保証人は不要です。	
保証人 ※但し、次の場合必要とする。	
①株式会社ジャックスが必要とする場合	
②貸出対象者が新卒者の場合	
○苦情処理措置	
本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましてに	は、当組
合本支店(所)または金融部(電話:023-653-5110)にお申し出くだる	さい。当
組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ過	適切な対
応に努め、苦情等の解決を図ります。	
また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県JAバング	相談所
(電話:023-634-8234)でも、苦情等を受け付けており	ます。
   ○   ○   ○     ○     ○     ○	
	日でキま
苦情処理措置およ   外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用して解決を図りたが、とは、表になどのではなどのでは、表になどのではなどのではなどのではなどのではなどのではなどのではなどのではなどのでは	
び紛争解決措置の   す。上記当組合金融部または山形県 J Aバンク相談所にお申し出下さ	
内容 山形県弁護士会、仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用と	こなりま
す。上記山形県 J Aバンク相談所にお申し出ください。)	
東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)	
第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)	
第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)	
「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京	京三弁護
士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出につV	
客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める	
あります。	

	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム
	等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありま
	せん。具体的内容は上記山形県 Ј Аバンク相談所または東京三弁護士会にお
	問合せください。」
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定
	の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる
	場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	○印紙税が別途必要となります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問
	い合わせください。

J Aてんどう